

ア、前幾日某の單體合意の其の責をも答へて
①來對あつた、炭鉱當局に達し其の責を問ひるが、炭鉱
日本精工會の調査より本日聯合本精工と宮御主事代一各
日本精工支給是れ本精工坐する。貢譲音の觀念半當ら共ノ日
十、懲戒並々報矣。

ア、全晩十娘日を要せば、其の金良十一、視以財へが、
又、支給金は翌十四日炭鉱事務課の同人を相出、「ニヤセ」半
面を以て本精工の賃給を觸感するも、否、前幾日大の
職員を犯して、廿月十三日幾日（即日）懲戒（即日）書
平外歸寧せしめられ、同人射兩音の間を練試し、ふる容良
並、前晉金（三四、圓三四）支給衣日本精工支給當日宮本
あほじア同人を職員をもつて、其の後、炭鉱當局に報矣。

法人協調會福岡出張所

法人協調會福岡出張所

組合側では之が對策を構することとなり越へて十八日午後二時次の要求書を提出せり。

要 求 書

- 1、官本平の治療費全額負擔のこと
- 2、慰藉料支給のこと
- 3、將來暴力行為を爲さること
- 4、今回の事件に關し炭坑側より組合に對し遺憾の意を表すこと

炭坑側では右要求に對し前二回同様之を拒絕したので組合側では別紙告訴状を福岡地方裁判所檢事局に提出し且つ態度決定の爲總同盟伊藤九聯會長訪問意見を求めるに、同會長は本件發生の原因となれる採炭夫森田某の行爲正しからざるを